

○ふじみ野市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

平成22年12月22日

告示第268号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふじみ野市（以下「市」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号。以下「規則」という。）第20条の2に規定する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 規則第20条の2に規定する市長が別に定める契約は、次に掲げるものとする。ただし、市長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事請負契約及び修繕請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の委託契約
- (3) 市の公の施設の指定管理について、市長と指定管理者との間で締結する協定

(労働環境の確認のための書面)

第3条 規則第20条の2に規定する労働環境の確認のための書面は、労働環境チェックシート（様式第1号）及び労働者の配置計画書（様式第2号）（以下この条において「チェックシート等」という。）とする。

- 2 チェックシート等の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、チェックシート等の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

(調査、改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置)

第4条 契約の相手方に対する労働環境の調査並びに改善の指示及び報告の聴取並びに入札参加停止等の措置については、当該契約の条項による。

- 2 前項の入札参加停止等の措置の適用については、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定めるところによる。

(労働環境の基準)

第5条 この要綱に基づき確認する労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市が発注する契約に係る労働環境の確認に関し必要な事項は、市長が別に定める。